

## 6. 介護保険

### (1) 介護保険制度

介護保険制度は、介護を要する状態となっても、その人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護保険サービスを選び利用することにより、高齢者本人の生活の質の向上を図るため、社会全体で支え合う制度として平成12年4月に創設されました。その後、法施行後5年を目途とする制度改正により、「予防重視型システムへの転換」が図られ、支援や介護が必要になる恐れのある高齢者を対象とした「地域支援事業」や「新予防給付」、また、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、「地域密着型サービス」が創設されるなど新たなサービス体系が確立されました。

本市においても、家族や地域の「絆」で支え合い、高齢者が、自分らしく、元気に暮らし続けられるよう、多様なニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、介護保険制度の安定的な運営を行うこととしています。

さらに、令和6年の制度改正では、団塊の世代が後期高齢者になる令和7年、そして、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、介護ニーズが高い85歳以上人口の増加が見込まれる令和22年のサービス需要を見据えて、介護サービス基盤の計画的な整備の重要性が示されており、引き続き「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくため、在宅生活の継続に有効なサービスを重点的に整備することとしています。

なお、本市における令和8年3月末の高齢者率は31.16%、要介護・要支援認定者は10,902人となっています。

### (2) 要介護認定申請からサービス利用まで

介護保険のサービスを利用するには、市に申請をして、要介護認定を受ける必要があります。サービスを利用するまでの流れは次頁のとおりです。

## 1 申請

- ① 本人または家族等による申請
- ② 事業者による代行申請（居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター）

### ■申請窓口

- ・介護保険担当課（山口・徳地・阿東総合支所・小郡保健福祉センター）
- ・各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）及び徳地・阿東各分館、大海総合センター

### ■申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証（第1号被保険者の場合）
- ・医療保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- ・主治医の氏名、医療機関名などがわかるもの
- ・申請書の身分証明書

## 2 認定調査

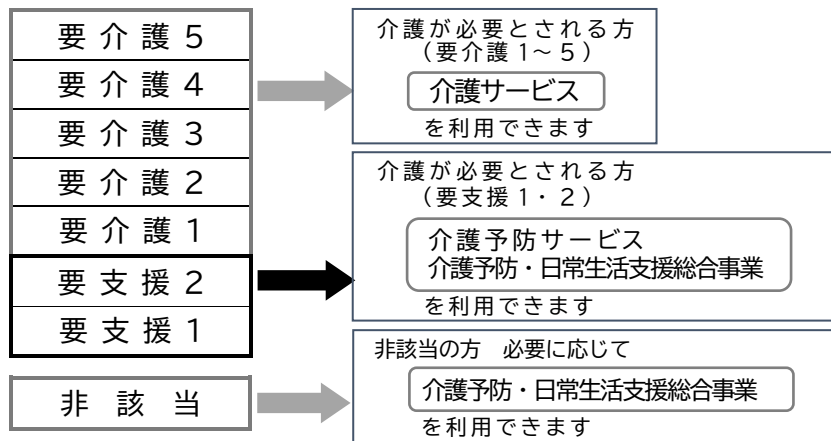
- ① 訪問調査…市の調査員が自宅等を訪問し、心身の状態や日頃の生活状況などについて聞き取り調査を行います。
- ② 主治医の意見書…市の依頼により主治医が医学的な観点からの心身の状態等について意見書を作成します。

## 3 審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、医療・保険・福祉の専門家によって構成される「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。

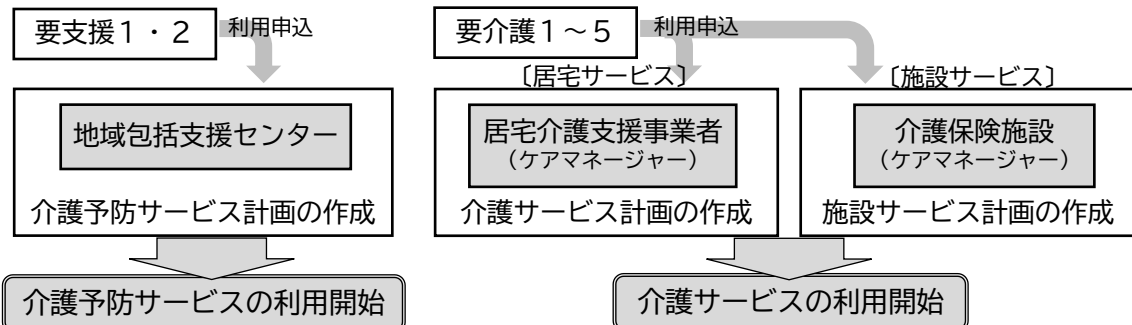
## 4 認定・通知

介護認定審査会において、「非該当（自立）」「要支援1・2」「要介護1～5」のいずれかの区分に認定され、その結果を通知します。



## 5 介護サービス計画の作成とサービス利用

介護認定審査会で要介護（要支援）の認定をされた人は、介護保険サービス提供事業者 서비스에申込み、介護（介護予防）サービス計画の作成を依頼します。その後、この介護（介護予防）サービス計画に基づき、サービスを利用します。



(3) サービスの内容について

① 介護予防サービス

要支援 1・2 の方が利用できるサービスです。介護予防サービスは、利用者の介護予防のために目標を設定し、計画的にサービスが提供されます。

② 介護サービス

要介護 1～5 の方が利用できるサービスです。

居宅サービス	サービスの内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの支援・介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	利用者の居宅に簡易浴槽を備えた移動車で訪問し、入浴の支援・介護を行います。
訪問看護 介護予防訪問看護	主治医の指示により、看護師、保健師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学・作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、専門的な機能訓練を行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	昼間、施設において、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	昼間、施設において、医師の指示により、運動療法などの理学療法、リハビリや入浴、食事のサービスを行います。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもと、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険適用の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等で日常生活上の世話や機能訓練を行います。
福祉用具貸与・販売 介護予防福祉用具貸与・販売	福祉用具（車椅子、特殊寝台、手すり、歩行器等）を貸与します。 ※介護度によって貸与できない品目があります。 ※福祉用具の一部は貸与と販売の選択制です。
居宅介護福祉用具購入費支給 介護予防福祉用具購入費支給	福祉用具（腰掛便座、入浴補助用具等）の購入費を補助します。（上限 10 万円） ※特定福祉用具販売事業所の指定を受けていない事務所で購入した福祉用具は対象となりません。
居宅介護住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付け、段差解消、和式便器から洋式便器への取り換え等の工事費を補助します。（上限 20 万円） ※工事を始める前に必ず市へ事前申請を行ってください。

地域密着型サービス	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ※要介護 1 以上の方が対象です	居宅の要介護者に対し、終日、定期的な巡回訪問、または通報を受け、利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や必要な診療の補助を行います。
夜間対応型訪問介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	夜間の定期的な巡回や通報により、ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、その他緊急時の対応を行います。
地域密着型通所介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	利用定員 19 人未満の通所介護事業所で、昼間、施設において、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に通り、施設において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模な施設に通い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けながら、随時、利用者の選択に応じ、施設での宿泊や利用者の居宅への訪問を組み合わせたサービスを提供します。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援 2 以上の方が対象です	認知症の高齢者が共同生活の中で、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	入居定員 29 人以下の介護保険適用の指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等で、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 ※要介護 3 以上の方が対象です	入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けます。
看護小規模多機能型居宅介護 ※要介護 1 以上の方が対象です	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護サービスと看護の一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

施設サービス	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※要介護3以上の方が対象です	常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な人が、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けます。
介護老人保健施設 ※要介護1以上の方が対象です	病状が安定している人で、リハビリテーションや看護等が必要な人が、医学的管理のもとで日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療を受けます。
介護医療院 ※要介護1以上の方が対象です	長期療養を必要とする人に、医療並びに療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護・機能訓練及び生活上の世話をを行います。